

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勅印・捺印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	無償資金協力に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ネパールの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	115,938千円 -----	H14.3.8 カトマン ドゥで (同日)	日本側 岡部孝道在ネパール臨時代理大使 ネパール側 ビヤル・ブサド・コイララ大蔵省次官	H15.1.8 8号
ネパール	無償資金協力に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ネパールの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	832,270千円 -----	H14.7.2 カトマン ドゥで (同日)	日本側 神長善次在ネパール大使 ネパール側 ビヤル・ブサド・コイララ大蔵省次官	H15.9.1 294号
ネパール	無償資金協力に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ネパールの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	115,049千円 -----	H14.9.10 カトマン ドゥで (同日)	日本側 神長善次在ネパール大使 ネパール側 ビヤル・ブサド・コイララ大蔵省次官	H15.9.4 308号
ネパール	カトマンドゥ上水施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	カトマンドゥ上水施設改善計画の実施するために必要な 1. 給水塔及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 ネパールの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むネパールの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	927,000千円 H15.11.6まで	H14.11.7 カトマン ドゥで (同日)	日本側 神長善次在ネパール大使 ネパール側 バス・ブサド・アチャリア大蔵省次官	H17.1.19 52号
ネパール	ネパール王国政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ネパールの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,300,000千円 -----	H14.11.8 カトマン ドゥで (同日)	日本側 神長善次在ネパール大使 ネパール側 バス・ブサド・アチャリア大蔵省次官	H16.8.11 443号
ネパール	無償資金協力に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ネパールの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	828,051千円 -----	H15.1.22 カトマン ドゥで (同日)	日本側 神長善次在ネパール大使 ネパール側 バス・ブサド・アチャリア大蔵省次官	H16.1.8 7号
ネパール	第三次カトマンドゥ地区配電網拡張整備計画のための贈与に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	第三次カトマンドゥ地区配電網拡張整備計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	16,000千円 H16.2.24まで	H15.2.25 カトマン ドゥで (同日)	日本側 神長善次在ネパール大使 ネパール側 バス・ブサド・アチャリア大蔵省次官	H16.1.8 6号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ネパールとの無償資金協力取組一覧

ネパールとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	無償資金協力に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ネパールの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	114,330千円 -----	H15.3.12 カトマンズで (同日)	日本側 神長普次在ネパール大使 ネパール側 バス・アラサド・アチャリア大蔵省次官	H16.1.8 8号
ネパール	食糧増産援助に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	500,000千円 H16.3.31まで	H15.4.21 カトマンズで (同日)	日本側 神長普次在ネパール大使 ネパール側 バス・アラサド・アチャリア大蔵省次官	H16.6.23 296号
ネパール	無償資金協力に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ネパールの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	80,153千円 -----	H15.4.28 カトマンズで (同日)	日本側 神長普次在ネパール大使 ネパール側 バス・アラサド・アチャリア大蔵省次官	H16.4.28 170号
ネパール	シエンズリ道路第四工区緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	シエンズリ道路第四工区緊急復旧計画を実施するために必要な 1. 道路及び関連施設の復旧、対策工事の実施に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 第三次カトマンズ地区配電網拡張整備計画を実施するために必要な 1. 変電所の建設及び送配電線の敷設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	434,000千円 H16.3.31まで	H15.7.11 カトマンズで (同日)	日本側 神長普次在ネパール大使 ネパール側 バス・アラサド・アチャリア大蔵省次官	H16.8.19 491号
ネパール	第三次カトマンズ地区配電網拡張整備計画のための贈与に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	第三次カトマンズ地区配電網拡張整備計画を実施するために必要な 1. 変電所の建設及び送配電線の敷設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,380,000千円 (H15年度 1,217,000千円) H16.3.31まで (H16年度 163,000千円) H17.3.31まで	H15.7.22 カトマンズで (同日)	日本側 神長普次在ネパール大使 ネパール側 バス・アラサド・アチャリア大蔵省次官	H16.3.22 107号
ネパール	カトマンズ上水施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	カトマンズ上水施設改善計画を実施するために必要な 1. 配水池、配水管及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	277,000千円 H16.3.31まで	H15.8.21 カトマンズで (同日)	日本側 神長普次在ネパール大使 ネパール側 バス・アラサド・アチャリア大蔵省次官	H16.8.19 492号
ネパール	「万人のための教育」支援のための小学校建設計画の贈与に関する日本国政府とネパール王国政府との間の交換公文	「万人のための教育」支援のための小学校建設計画を実施するために必要な 1. 機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	683,000千円 H16.3.31まで	H15.10.1 カトマンズで (同日)	日本側 鈴木一泉在ネパール臨時代理大使 ネパール側 バス・アラサド・アチャリア大蔵省次官	H16.8.26 531号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、平成〇年△月〇日をH〇.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ネパール	予防接種拡大支援計画のための 贈与に関する日本国政府とネパ ール王国政府との間の交換公文	予防接種拡大支援計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	262,000千円 H16.3.31まで	H15.10.16 カトマン ズで (同日)	日本側 鈴木一泉在ネパー ール臨時代理大使 ネパール側 バヌ・アラサ ド・アチャリア大蔵省次 官	H16.8.26 532号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ネパールとの無償資金協力取極一覧